

発行定日 毎週火曜日及び金曜日

奈良県公報

目次

ページ

（告 示）	
○土地改良区の役員の就任届（耕地課）	一
○土地改良事業の工事完了届（耕地課）	二
○急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	三
○道路の位置指定（建築課）	四
○石 同	五
（公 告）	
○奈良県市町村合併推進構想（市町村課）	二
○保育士試験の実施（子ども家庭課）	三
○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請（県民生活課）	四
○石 同	五
○都市計画事業の事業計画の変更について	六

告 示

奈良県告示第六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、西辻土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成十八年四月七日

奈良県知事 柿 本 善 也

退任役員の役名、氏名及び住所

理事	奥村 喜洋	葛城市西辻、〇二一三
〃	太山 衛	〃 〃 六五
〃	奥村 喜照	〃 〃 二〇四
〃	吉井 博	〃 〃 九八二三
〃	辻仲 隆典	〃 〃 四三
〃	池田 政彦	〃 〃 五六
監事	井森 清勝	〃 〃 六九
〃	巽 博隆	〃 〃 脇山三九
〃	吉井 進	〃 〃 西辻二〇六二三

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	森山 秀昭	葛城市西辻、五七
〃	辻仲 隆典	〃 〃 四三
〃	奥村 喜照	〃 〃 二〇四
〃	吉井 博	〃 〃 九八二三
〃	池田 政彦	〃 〃 五六
〃	奥村 雅由	〃 〃 九四一二
監事	井森 清勝	〃 〃 六九
〃	吉井 進	〃 〃 二〇六二三
〃	巽 博隆	〃 〃 脇山三九

奈良県告示第七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十二条の二第二項の規定により、次のとおり葛城市営土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成十八年四月七日

奈良県知事 柿 本 善 也

届出者	事業名	事業同意年月日	地区名	事業年度	完了年月日
葛城市長 吉川 義彦	水と農地活用促進事業（ため池・防災）	平成十七年十二月十九日	大堀池地区	平成十七年度	平成十八年三月二日
葛城市長 吉川 義彦	水と農地活用促進事業（ため池・防災）	平成十七年十二月十九日	イセ池地区	平成十七年度	平成十八年三月二日
葛城市長 吉川 義彦	水と農地活用促進事業（川排水路）	平成十七年十二月十九日	笹堂地区	平成十七年度	平成十八年三月二日

奈良県告示第八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成十八年四月七日

奈良県知事 柿 本 善 也

一 区域の名称

小（二）地区急傾斜地崩壊危険区域

二 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱、号から九号までを順次結んだ線及び標柱、号と九号を結んだ線に囲まれた区域
所在地及び標柱番号
吉野郡東吉野村大字小 七番、 号

〃 二番二 二号 〃 二五番二 三号 〃 二八番 四号 〃 五八番 五号 〃 二〇番 六号 〃 三四番 七号 〃 二〇三番 八号 〃 六五番 九号	二 申請者氏名 株式会社柴山住建 代表取締役 柴山義信 三 申請者住所 香芝市山尻二六番二号 四 道路の幅員 五・二〇メートル 五 道路の延長 七・八六メートル 六 指定年月日 平成十八年三月二十四日 七 指定番号 高上第七五号	2 提出先 郵便番号・七・一〇〇三三 東京都豊島区高山二・九一・〇 保育士試験事務センター 3 提出方法 簡易書留郵便に限ります。 二 受験資格 児童福祉法施行規則（昭和二十二年厚生省令第十号）第六条の九各号のいずれかに該当する者 四 提出書類 1 受験申請書 2 写真 3 受験資格がある者であることを証明する書類 4 受験科目の、部免除を受けようとする者は、次に掲げる証明書 （一）平成十六年、月、日以降発行の、部科目合格通知書の写し （二）厚生労働大臣の指定する学校又は施設において、厚生労働大臣の指定する科目を専修したことを証明する書類で、当該学校又は施設の長が発行したもの （三）幼稚園教諭免許状又は教育職員免許状授与証明書の写し 5 受験者の氏名が3及び4に掲げる書類に記載されている氏名と異なる場合は、戸籍の抄本 五 受験申請書の配布 1 配布日時 平成十八年四月十日（月曜日）から五月十二日（金曜日）まで 2 配布方法 （一）窓口配布 県民ホール（県庁内）、県立図書館、旅券事務所（奈良ファミリー内次世代育成支援情報コーナー）及び橿原文化会館 （二）郵送配布 保育士試験事務センターでのみ郵送による配布を行います。受験申請書を請求するときは、切手（百四十円）を貼ったあて先明記の返信用封筒を同封し、五月十二日（消印有効）までに必着するよう送付してください。
奈良県告示第九号 建築基準法（昭和二十五年法律第三十号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。 平成十八年四月七日 奈良県知事 柿本善也 指定の場所（平成十八年三月二十八日現在の地番による。） 五條市ト之町六八番ノ六の、部 二 申請者氏名 株式会社井上地所 代表取締役 井上猛 三 申請者住所 五條市山園二丁目二番地の、 四 道路の幅員 六・〇二メートル 五 道路の延長 二七・二六メートル 六 指定年月日 平成十八年三月二十日 七 指定番号 建第七〇号 奈良県告示第十号 建築基準法（昭和二十五年法律第三十号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県高山上木事務所長から報告があった。 平成十八年四月七日 奈良県知事 柿本善也 指定の場所（平成十八年三月二十二日現在の地番による。） 香芝市逢坂六丁目二五〇番地ノ二の、部及び二五番地ノ、	市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第五十九条第一項の規定により奈良県市町村合併推進構想を定めたので、同条第四項の規定によりその構想を奈良県総務部市町村課において公表します。 平成十八年四月七日 奈良県知事 柿本善也 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十八条の八第二項の規定による保育士試験を次のとおり実施します。 平成十八年四月七日 奈良県知事 柿本善也 試験の日時及び場所 1 日時 筆記試験 平成十八年八月二日（水曜日）及び三日（木曜日） 実技試験 平成十八年十月十五日（日曜日） 2 場所 筆記試験 奈良保育学院 奈良市三条宮前町三六 実技試験 奈良佐保短期大学 奈良市鹿野園八〇六 二 受験申請書の提出期間、提出先及び提出方法 1 提出期間 平成十八年五月八日（月曜日）から同月十九日（金曜日）まで（同日までの消印のあるもの限り受け付けます。）	公 告 市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第五十九条第一項の規定により奈良県市町村合併推進構想を定めたので、同条第四項の規定によりその構想を奈良県総務部市町村課において公表します。 平成十八年四月七日 奈良県知事 柿本善也 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十八条の八第二項の規定による保育士試験を次のとおり実施します。 平成十八年四月七日 奈良県知事 柿本善也 試験の日時及び場所 1 日時 筆記試験 平成十八年八月二日（水曜日）及び三日（木曜日） 実技試験 平成十八年十月十五日（日曜日） 2 場所 筆記試験 奈良保育学院 奈良市三条宮前町三六 実技試験 奈良佐保短期大学 奈良市鹿野園八〇六 二 受験申請書の提出期間、提出先及び提出方法 1 提出期間 平成十八年五月八日（月曜日）から同月十九日（金曜日）まで（同日までの消印のあるもの限り受け付けます。）

六 受験手数料

一、七〇〇円（受験手数料を申し込みの払込取扱票により郵便局にて納付後、郵便振替払込受付証明書を受験申請書の指定位置に貼付してください。）

七 受験票の交付

受験申請書を受理したときは、受験票を交付します。

八 合格通知

保育士試験合格者には、平成十八年十月十七日（金曜日）までに合格通知書を送付します。

試験結果は、全ての受験者に送付します。

九 問い合わせ

この試験についての問い合わせは、東京都豊島区高山二一九〇 奈良県保育士試験指定試験機関 社団法人全国保育士養成協議会 保育士試験事務センター（フリーダイヤル〇・二〇一四・九四一八二）において受け付けます。

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。
なお、変更後の定款は、奈良県生活環境部県民生活課において縦覧に供します。

平成十八年四月七日

奈良県知事 柿本善也

申請のあった年月日

平成十八年三月二十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人NPOナラコミュニティセンター

三 代表者の氏名

横谷 匡胤

四 主たる事務所の所在地

奈良市法蓮町一七番地の七

五 定款に記載された目的

この法人は、奈良市及び他の地域住民または高齢者、青年、子供、障害者に対して、豊かな地域作りのために様々な市民を対象に相互の交流の場作り事業、及び奈良県内

における企業、行政、ボランティア活動、他の特定非営利活動団体、様々な機関と市民との相互交流と共に相互間のネットワークによる情報を共有する事業を行うことにより、活動の支援などによるパートナーシップの確立を目指すと共に、社会全体の利益の推進などに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。
なお、変更後の定款は、奈良県生活環境部県民生活課において縦覧に供します。

平成十八年四月七日

奈良県知事 柿本善也

申請のあった年月日

平成十八年三月二十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人なら高齢者・障害者権利擁護ネットワーク

三 代表者の氏名

峯山 勝次

四 主たる事務所の所在地

奈良市内侍原町八番地 ソメカワビル二〇二号

五 定款に記載された目的

この法人は、奈良県内における高齢者障害者の権利を擁護するために、関係専門職と緊密なネットワークによる実効ある支援体制を構築し、もって地域社会の福祉の増進を図り広く公益に貢献することを目的とする。

都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第六十二条第一項の規定により、大和都市計画公園事業の事業計画の変更について、国土交通省近畿地方整備局長の認可を受けたので、回法第六十六条の規定により次のとおり公告します。

平成十八年四月七日

奈良県知事 柿本善也

都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画公園事業四・四・三号うだ・アニマルパーク

二 施行者の名称

奈良県

三 事務所の所在地

奈良市登大路町二〇番地

奈良県土木部公園緑地室

四 事業地の所在

収用の部分 平成十五年近畿地方整備局告示第四十号の事業地のうち、宇陀市大字陀区下竹及び小附地内において事業地を変更する。

使用の部分 なし

都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第六十二条第一項の規定により、大和都市計画公園事業の事業計画の変更について、国土交通省近畿地方整備局長の認可を受けたので、回法第六十六条の規定により次のとおり公告します。

平成十八年四月七日

奈良県知事 柿本善也

都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画公園事業九・六・号馬見丘陵広域公園

二 施行者の名称

奈良県

三 事務所の所在地

奈良市登大路町二〇番地

奈良県土木部公園緑地室

四 事業地の所在

収用の部分 平成七年建設省告示第二九三三号の事業地のうち、広陵町大字寺ノ字高井地内において事業地を変更する。

使用の部分 なし

都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第六十二条第二項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建設課において閲覧できます。

平成十八年四月七日	奈良県知事 柿 本 善 也	五七番地ノ一の各部
許可番号		下水道 御所市大字竹山四五番地ノ一、五四番地、五五番地ノ一及び五五番地ノ一の各部
平成十七年九月二十八日第七六一八七号		
二 検査済証番号	許可番号	平成十七年十月二十五日第七六一二四号
開発行為に関する工事の検査済証 平成十八年三月三十日第六四三三号	検査済証番号	開発行為に関する工事の検査済証 平成十八年三月三十日第六四三三号
三 開発区域に含まれる地域	二 検査済証番号	開発区域に含まれる地域
生駒市西白庭台三丁目、四番地ノ一、四番地ノ二、四番地ノ三、四番地ノ四、四番地ノ五、四番地ノ六、四番地ノ七、四番地ノ八、四番地ノ九、四番地ノ一〇、四番地ノ一一、四番地ノ一二、四番地ノ一三、四番地ノ一四及び四番地ノ一六	三 開発区域に含まれる地域	橿原市大谷町二二五番地ノ一
四 開発許可を受けた者の住所及び氏名	四 開発許可を受けた者の住所及び氏名	大田市西長柄町五五二番地
大阪市天王寺区上本町六丁目、番五五号	三興建設株式会社 代表取締役 川端知子	
近畿日本鉄道株式会社 取締役社長 山口昌紀		
~~~~~	物品等又は役務の調達について、落札者を次のとおり公示します。	
許可番号	平成18年4月7日	奈良県知事 柿 本 善 也
平成十七年九月三十日第七六一九七号		
二 検査済証番号	一 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量	奈良県立奈良病院（救命救急センター及び看護専門学校を含む。）の感染性廃棄物処理業務委託一式
開発行為に関する工事の検査済証 平成十八年三月二十九日第六四二二号	奈良県立奈良病院（救命救急センター及び看護専門学校を含む。）の感染性廃棄物処理業務委託一式	
公共施設に関する工事の検査済証 平成十八年三月二十九日第四〇六号	二 契約に関する事務を担当する部署等の名称及び所在地	奈良県福祉部健康安全局医大・病院課
三 開発区域に含まれる地域	奈良市登大路町30番地	
御所市大字竹山四五番地ノ一の部、五四番地の一部、五五番地ノ一の部、五五番地ノ二の部、五五番地の一部及び五七番地ノ一の部	三 落札者を決定した日 平成18年3月27日	
四 開発許可を受けた者の住所及び氏名	四 落札者の氏名及び住所	
橿原市葛本町二五六番地	(1) エコテック株式会社 代表取締役 米澤尚子	
有限会社橿原住宅 代表取締役 川崎眞紀	奈良市佐紀町2702番地の1	
吉野郡大淀町北野一三七番地ノ二〇	(2) 将英運送株式会社 代表取締役 池田英明	
有限会社山崎ハウジング 代表取締役 山崎稔明	広島県安芸郡府中町浜田3丁目5番8号	
五 公共施設の種類、位置及び区域	5 落札金額 107万円（当たり892.5円）	
道路 御所市大字竹山四五番地ノ一、五四番地、五五番地ノ一、五五番地ノ一及び		

6 契約の相手方を決定した手続	一般競争入札による。
7 競争入札の公告を行った日	平成18年2月14日
監 査 委 員 公 告	
監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告	
地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、奈良県公安委員会委員長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。	
平成18年4月7日	
奈良県監査委員	大 倉 潔
奈良県監査委員	南 田 昭 典
奈良県監査委員	奥 山 博 康
奈良県監査委員	田 尻 匠
西和警察署	
監査の結果	
公用車事故の発生について	
(注意事項)	
公用車使用中における事故の発生が3件認められた。	
公用車の使用にあたっては、事故の絶無を期すよう安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められた。	
措置の内容	
何れの事故においても、関係者から事故発生時の状況を詳細に聴取し、事故原因についての検討を加え、運転者及び同乗者は、交通警察、道路状況を常に念頭に置き、安全運転に徹し交通法規を遵守の上、交通安全防止に努めるよう指導した。	
また、毎日の朝礼及び幹部会議並びに毎月の習員研修等において、全習員に対して、安全運転の励行、運転者及び同乗者の遵守事項及び留意事項等の安全運転教養を実施するとともに、職責を自覚した運転の励行を指示し、交通安全防止に努めるよう周知徹底を図った。	



1 起業者の名称 奈良県   2 事業の種類 大和都市計画道路事業3・3・1号中和幹線、3・4・502号川合管中線、3・5・500号兜塚山之辺線及び3・5・503号外山新道線   3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等 土地の所在 奈良県桜井市栗殿  <table><tr><th>地 番</th><th>地 目</th><th>登記簿上の地積 (㎡)</th><th>実測地積 (㎡)</th><th>収用しようとする土地の面積 (㎡)</th><th>使用しようとする土地の面積 (㎡)</th></tr><tr><td>958番</td><td>宅地</td><td>195.00</td><td>281.34</td><td>226.50</td><td>なし</td></tr></table>  4 土地所有者の氏名及び住所 朴 相烈 (新井 敏郎) 奈良県桜井市大字栗殿960番地   5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 奈良県信用保証協会 奈良県奈良市法蓮町163番地の2 根抵当権   6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成18年3月27日   土地収用法 (昭和26年法律第219号) 第45条の2の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定しました。 平成18年4月7日 奈良県収用委員会会長 池 田 辰 夫   1 起業者の名称 奈良県   2 事業の種類 大和都市計画道路事業3・3・1号中和幹線、3・4・502号川合管中線、3・5・500号兜塚山之辺線及び3・5・503号外山新道線						地 番	地 目	登記簿上の地積 (㎡)	実測地積 (㎡)	収用しようとする土地の面積 (㎡)	使用しようとする土地の面積 (㎡)	958番	宅地	195.00	281.34	226.50	なし	3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等 土地の所在 奈良県桜井市栗殿  <table><tr><th>地 番</th><th>地 目</th><th>登記簿上の地積 (㎡)</th><th>実測地積 (㎡)</th><th>収用しようとする土地の面積 (㎡)</th><th>使用しようとする土地の面積 (㎡)</th></tr><tr><td>959番</td><td>宅地</td><td>277.68</td><td>328.31</td><td>259.96</td><td>なし</td></tr><tr><td>960番1</td><td>宅地</td><td>191.73</td><td>309.13</td><td>198.22</td><td>なし</td></tr><tr><td>961番</td><td>宅地</td><td>89.25</td><td>86.95</td><td>40.69</td><td>なし</td></tr></table>  4 土地所有者の氏名及び住所 亀井 千代子 奈良県桜井市大字桜井848番地 亀井 勇次 奈良県桜井市大字桜井848番地   5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 朴 相烈 (新井 敏郎) 奈良県桜井市大字栗殿960番地 借地権 京本 富弘 奈良県橿原市中町200番地の91 借地権   6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成18年3月27日   土地収用法 (昭和26年法律第219号) 第45条の2の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定しました。 平成18年4月7日 奈良県収用委員会会長 池 田 辰 夫   1 起業者の名称 奈良県   2 事業の種類 大和都市計画道路事業3・3・1号中和幹線、3・4・502号川合管中線、3・5・500号兜塚山之辺線及び3・5・503号外山新道線						地 番	地 目	登記簿上の地積 (㎡)	実測地積 (㎡)	収用しようとする土地の面積 (㎡)	使用しようとする土地の面積 (㎡)	959番	宅地	277.68	328.31	259.96	なし	960番1	宅地	191.73	309.13	198.22	なし	961番	宅地	89.25	86.95	40.69	なし	5・500号兜塚山之辺線及び3・5・503号外山新道線   3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等 土地の所在 奈良県桜井市栗殿  <table><tr><th>地 番</th><th>地 目</th><th>登記簿上の地積 (㎡)</th><th>実測地積 (㎡)</th><th>収用しようとする土地の面積 (㎡)</th><th>使用しようとする土地の面積 (㎡)</th></tr><tr><td>960番3</td><td>宅地</td><td>52.32</td><td>71.66</td><td>35.72</td><td>なし</td></tr></table>  4 土地所有者の氏名及び住所 京本 富弘 奈良県橿原市中町200番地の91   5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし   6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成18年3月27日   奈良県起業の次の事業に関する収用裁決申請及び明決裁決申立事件について、次のとおり審理を開始します。 平成18年4月7日 奈良県収用委員会会長 池 田 辰 夫   1 事業の種類 大和都市計画道路事業3・3・1号中和幹線、3・4・502号川合管中線、3・5・500号兜塚山之辺線及び3・5・503号外山新道線   2 日時 平成18年4月21日 (金) 午前10時から   3 場所 奈良市登大路町30番地 奈良県庁第一会議室   4 審理の対象地 桜井市大字栗殿958番、959番、960番1、960番3及び961番						地 番	地 目	登記簿上の地積 (㎡)	実測地積 (㎡)	収用しようとする土地の面積 (㎡)	使用しようとする土地の面積 (㎡)	960番3	宅地	52.32	71.66	35.72	なし
地 番	地 目	登記簿上の地積 (㎡)	実測地積 (㎡)	収用しようとする土地の面積 (㎡)	使用しようとする土地の面積 (㎡)																																																												
958番	宅地	195.00	281.34	226.50	なし																																																												
地 番	地 目	登記簿上の地積 (㎡)	実測地積 (㎡)	収用しようとする土地の面積 (㎡)	使用しようとする土地の面積 (㎡)																																																												
959番	宅地	277.68	328.31	259.96	なし																																																												
960番1	宅地	191.73	309.13	198.22	なし																																																												
961番	宅地	89.25	86.95	40.69	なし																																																												
地 番	地 目	登記簿上の地積 (㎡)	実測地積 (㎡)	収用しようとする土地の面積 (㎡)	使用しようとする土地の面積 (㎡)																																																												
960番3	宅地	52.32	71.66	35.72	なし																																																												


【定 価】 一 か 月 三 千 四 百 五 十 円 一 部 売 り 一 枚 に つ き 四 十 五 円 ( 共 に 、 送 料 別 )

発 行 奈 良 県

奈良市登大路町二〇  
電話 〇七四二二二二一〇一代

印 刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一八  
電話 〇七四二二五七七二代

本誌は再生紙を使用しています。

